

經濟論叢

第120卷 第5・6号

植民地幣制の起点 <i>the Treasury Minute of 1825,</i> について(中)……………	本 山 美 彦	1
市民概念と社会主義……………	日 向 健	24
水資源開発の総合化と評価基準……………	仁 連 孝 昭	40
生産力の発展と労働者階級の貧困化……………	小 川 和 憲	60
企業成長論とマクロの分配と成長の理論……………	加 納 正 雄	79

經濟論叢 第119卷・第120卷 総目録

昭和52年11・12月

京 都 大 學 經 濟 學 會

植民地幣制の起点 *the Treasury Minute of 1825*, について (中)

——世界市場創設期におけるアジアの為替と信用——

本 山 美 彦

も く じ

- I 過程の産物と過程そのもの
- II 植民地の貨幣不足
- III 補助貨導入の試み……以上 (上)
- IV *the Treasury Minute of 1825*
- V 植民地におけるシリング銀貨の運命
- VI ロンドン宛スターリング手形の支配力……以上 (中)
- VII 政府紙幣回収の方針
- VIII *Treasury* の紙幣観……以上 (下)

IV *the Treasury Minute of 1825*

植民地からの悲鳴に近い貨幣を求める声に答えて、そしてまた本国による統治の必要性から、あるときは稀少貨幣を過高評価したり、あるときは各種貨幣の換算の手直しをしたり、そしてあるときは、各植民地の実情に合わせて、たとえば colonial dollar のようなすでに変形させられた貨幣と同種の鋳貨を鋳造さえて、貨幣不足の解消を図った政府の措置のことごとくは失敗してしまっただ。生産の組織化の初期にある言葉の本来の意味における植民地では、退蔵貨幣という貨幣のプールをもたず、貨幣はただ本国を通じる経路でしか調達できなかったが、しかし、周辺的巨大経済圏との貿易赤字が本国政府の手で供給された貨幣をただちに流出させてしまうために、少なくとも対外取引の攪乱的要素から自己を遮断しないかぎり、貨幣流出→貨幣供給→貨幣流出の悪循環は断ち切れるものではなかった。たまたま入手した貨幣は流出を防止する措置

の累積から変形に変形を重ね、19世紀初頭の貨幣状況の混乱はその極みに達していた。イギリス政府の対処策ですら混乱に新たな要素をつけ加えることにならなかつたのである。イギリス資本の对外投资の本格的活動期を迎えるためには、植民地における貨幣の混乱は一刻も早く終息させられねばならなかつた。その意味では幣制の整理はすでに吸着している植民地の資本の要請だけでなく、これから世界市場に流出しようとするさいの経路を整備する本国資本の要請でもあったと言える。

しかし、本国で銀を調達し、その鑄造貨を植民地に積送するというこれまでのパターンは、肝心の銀の調達が困難になったことから放棄されねばならなくなつた。1820年代にアメリカにおけるスペイン領の独立闘争が激化して、スペインとの交易を通じるイギリスの銀調達ルートが細くなつたからである¹⁾。現実には植民地に対する貨幣供給といつても、そのほとんどは植民地駐屯の軍隊に対する本国の経費負担のルートを通じてなされていたのであるが、年平均数百万ポンドにのぼるこの費用はスペイン・ドルの積送で賄われていたために (Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, 1893, p. 24, 参照), ドル調達の困難さは本国にこのシステムを根本的に見直させる契機となつたのである。ときまさに、本国が1816年の金貨条例で、ソヴリン貨を本位貨に、シリング貨を補助貨に位置づけることに成功した直後であつた。この経緯からするかぎり、ドル調達の困難さという事情がなくても、軍費支払いの便宜さのみを求める措置を超えて、植民地の幣制そのものの改革はいずれは俎上にのぼつてきたものと思われる。

しかし、1810-20年代にかけての試みの延長線上に1825年の *Treasury Minute* は位置していたと見なされねばならない。それは本国による植民地への銀貨の供給と、植民地政府手形の発行システムとを結合させて、安定した補助貨

1) マルクスによれば、「1810—20年、アメリカ植民地のスペインに対する戦いと、諸革命による鉱山労働の中絶との結果、貴金属の年平均生産は、なかば以上減退していた。ヨーロッパで流通した鋳貨の減退は、1829年を1809年と比較すれば、ほとんど6分の1に達した」(向坂逸郎訳、『経済学批判』、新潮社、149ページ) という。

を定着させること、すなわち、対外決済用貨幣と国内流通用貨幣とのできるかぎりの切断を図るものであった。前節で述べたように、このような試みは、すでに局地的には以前から存在していたのであるが、供給される銀貨がスペイン・ドルではなくシリング貨であり、その継続的追加的積送ができるだけ避けられていたこと、そのためにこのシステム全体に対して本国の Treasury 宛スターリング手形のはたす役割がこれまでよりも大きくなることが期待されていた、という点に *Treasury Minute* の新しい意義は存在していた。

現実には、わずか10年足らずで *Minute* の企図は失敗したが、イギリス本国の幣制に似せた植民地の幣制統一事業がはじめて体系的に構想されたという点で、それはその後100年以上に亘る植民地幣制改革の起点となるものであった²⁾。過去の相継ぐ失敗の経緯からすれば、やっと混乱に結着をつけた本国の幣制を媒介にすることによってしかもはや展望は開かれぬ、と当局が見なすようになったのも当然のことだったろう。しかし、本国の幣制を体現するシリング貨の導入により植民地幣制を統一するという自己の主観的願望が、ストレートに実現しなかったという点に世界市場の個有の論理は存在していたのである。が、苦しい試行錯誤を通して本国政府は感性的なものであれ、この面のプリミティブな認識から大きく前進することになる。この *Minute* からカレンシィ・ポ

2) 植民地の貨幣に関する決定権は本国国王の大権であったが、実際には本国の大蔵省と植民者の合議事項であり、とくに大蔵省の通貨理事会の発言力が強かった。内容が決定されると Order-in-Council による認可の形で植民地総督に伝えられ、総督の布令によって施行される。ただ一口に植民地と言っても貨幣の統制機関によって当時は3つに大別される。第1クラスは Council Act によって自身の通貨の統制権をもつ植民地で、ニュー・サウス・ウェールズ、ケープなどがこれに属していた。責任内閣が付与されることになる植民地である。第2クラスは総督と立法機関により統制されるが、民間人の意向が強く反映されるもので、モーリシャスはこのクラス。第3クラスは総督ないしは立法会議により専一的に決定されるもので、セイロンはこのクラス。もちろん、貨幣鑄造権については国王の大権であり、常に Order-in-Council の権威が必要であったが、その他の事項については予め大蔵省の諒解さえつけておけば、それぞれの植民地（上記の3群の諸規制のもとで）の行政事項であった。R. Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, 1893, pp. 38-44; H. A. de S. Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, Bell and Sons, 1962, p. 9. スターリング手形発行の行政措置については上記の区分に従った。c. f. Sydney Smith Bell, *Colonial Administration of Great Britain*, 1959, rep. Dawsons of Pall Mall, 1968, pp. 294-6.

ード・システムに至るプロセスは、まさにこのことの表現であった。*Treasury Minute of 1825* の前文では幣制改革の目的が次のような章句で語られている。

「戦時中、一時的緊急的要請という圧力のもとで、あるいは地域的、特殊な便宜性という意図のもとに、これら多数の植民地と属領でつくり出されたものではあるが、しかし、私的にも公的にも甚大な不便を醸出してしまった多様で変動的で異常な貨幣、という状況下にある地域に対して、今日の平和時と、われわれが採りうる諸手だてを講じることによって、公的サービスに関する全取引のための固定的かつ一様な交換手段を供給することが、極めて便宜である、と当局は考える」(R. Chalmers, *ibid.*, 1893, p. 147, より)。

Minute にはニュー・サウス・ウェールズ、シエラ・レオネ、モーリシャス、ケープ、セイロンの6つの植民地の貨幣事情の説明が附せられている。その中でも次の諸点がこの改革の具体的目標とされている。第1に呼称の混乱をスターリング単位で統一させること。第2に取引形態、および地域間によって異なっていた各種外国鑄貨のスターリング換算率を統一すること、そのさいロンドンとパリにおける鑄造価格で評価する。第3に課税はスターリング単位で表示し、軍・政府の公的取引はできるかぎりイギリス銀貨を使用する。第4に各種不換紙幣を政府のロンドン宛スターリング手形により回収する。以上4点であった。見られるように、この *Minute* は本国がスペイン・ドルを収集して、植民地駐屯軍に積送する手数と経費を節約しつつ、あわせてシリング貨の使用による鑄造利益の確保を狙うという限定的意図を大きく超えるものであった。Chalmers によれば単なる軍への支払いの便宜だけではなく、「イギリスの太鼓の聞こえてくる地域の全てにシリング貨を流通させ」(Chalmers, *ibid.*, p. 23) の意図を本国の *Treasury* はもっていたという。しかし、他の外国鑄貨にとってかわって、シリング貨の排他的流通ということまでは考えられていなかったにせよ、併行流通の実現自体が至難の業である点について当局はこの段階ではまだ気づいていなかった。これまでのローカルな自然的幣制とは異なり、本国の整備された幣制の体現者であり補助貨であるシリング貨を導入しさえす

れば、植民地に懸案の安定的補助貨を定着させることができる、との楽観的見通ししかもっていなかったのである³⁾。

この改革案が描いていたシステムは簡明であり、それなりに斉合的体系をもつものであった。暗示的にしか述べられていないものも含めて、要約すれば以下のようなになるだろう。

- (i) スペイン・ドルをはじめとする各種外国鑄貨の価値を地金価値に従って評価して、スターリング単位で表示すること。そのさい、イギリスの標準銀1トロイ・オンス = 5s. 2d. の鑄造価格で換算することにする。標準銀1オンスは444グレインの純銀を含有しており、完全重量の1スペイン・ドルは370.9グレイン含有しているので、1スペイン・ドル \cong 51.79d. となることから1ドル = 4s. 4d. に固定する。因みに当時の標準銀1オンスの市場価格は5s. であった。
- (ii) 本位貨は究極的にはソヴリン金貨になるが、植民地の実状に照応して他の外国鑄貨の事実上の無制限法貨性を奪うものではない。そしてそれらの価値は全てスターリング単位で表示されることになる。したがって、植民地における全経済取引はスターリング単位で契約されることを原則とする。
- (iii) 植民地における全取引が究極的にはシリング貨でなされることを期待して、少くとも軍・政府の公的取引は可能なきぎりシリング貨を使用すること。
- (iv) しかし、シリング貨はあくまでも補助貨であり、名目価値が実質価値を上廻っているので、名目価値を保つべく、名目価値通りに現地政府の出納部で受領すること⁴⁾。

3) 当時のイギリスの植民地行政が明確な目標のもとに整備されたものではなかったことは注意されねばならない。*Treasury Minute*, dated 11th February 1825. には「これら確定された比率(スペイン・ドルの単による換算率—筆者注)はすでに旧くからの慣行であり、その多くは公的権威に基くものであったはずだが、その起源についての明確な記録は本省にはない」(Chalmers, *op. cit.*, p. 417), とあるように、*Treasury* 自体が植民地の貨幣事情には疎かったようだ。

4) 植民地におけるシリング銀貨とソヴリン金貨との交換については何の規定もないが、後のオーストラリア・ソヴリン貨を除けば行政措置として事実上交換されることはなかった。しかし、すでに *doubloon* 金貨が本位貨となっていた西インド諸島についても、この金貨との交換規定を定めなかったことがこの地の幣制の混乱を深める原因となった。しかし、西インド諸島の幣制についても最終的には、金交換の規定を導入することによってではなく、他ならぬ法貨 *doubloon* へ

- (v) シリング貨を対価に本国 Treasury 宛スターリング手形を現地で発行すること。これはシリング銀貨の対ソヴリン貨の名目価値を保つためであると同時に、補助貨シリング貨の本国への還流を抑止するためでもある。スペイン・ドルやルビーなどの事実上の無制限法貨もこれに準じる。手形は30日サイトのもので3%の手数料をとる⁵⁾。
- (vi) 以上の措置を遂行すべく Treasury は各植民地にシリング銀貨のストックを保有する。このストック形成のために Treasury は初発のシリング銀貨を各植民地に積送する。しかし、シリング貨の現地循環を期待してできるだけ追加的供給はさし控える。すなわち、本国から植民地の銀経理部に積送されたシリング貨は軍・政府の経費として植民地の商人に支払われることにより現地の流通に入る。他方、本国への送金を必要とする植民地の商人は収集したシリング貨を対価に銀経理部において、3%の固定率(100 l. 当たり103 l. の払込み)の手数料でロンドン宛 Treasury 手形を入手できるので、これを本国に郵送す

の廃貨で対処しようとしたのである。「西インド諸島の新しい銅貨はこの地域にイギリスの銅貨を再度導入させる措置と必然的に結びついたものであるう点については代表たちは熟知していた」という20世紀初頭の本国と西インド諸島との角逐をみても、本国の本位貨の流通を許さぬ方針はずっと堅持されていたようだ。c. f. *Report on Closer Association of the British West Indian Colonies*, 1947 (Cmd. 7291), p. 26.

- 5) もともとこの手数料の3%は暫定的なもので事態の推移に応じて変更する含みがあった (*Treasury Minute*; Chalmers, *op. cit.*, p. 419)。たとえば、当時オーストラリアなどの正貨輸送費は3%よりはるかに低い水準にあったという (Chalmers, *ibid.*, p. 25)。1827年にはこの比率は1.5%に引き下げられている (*ibid.*, p. 26)。しかし、政府の手形発行条件が最低限度を明示したのではなく、事情の如何にかかわらず、対スターリング・レートを固定したものであったということは、当局が手形発行自体のこのシステムで占める位置の重要性についてそれほど重視していなかったことを示している。カレンシー・ボード・システムとならんで、本国による幣制改革の応の完成形態であるインドの幣制に占めるスターリング手形の位置の重要性については、J. M. ケインズの次の言葉がある。「行政処置の問題として、政府はカルカッタにおいて提供されるルビー銀貨の対価として、1ルビーにつき1シリング3ペンス32分の29より不利にならない相場で、ロンドンにおいて支払われるスターリング手形を売る。この方法は、ルビーのスターリング価値を維持するためには絶対に必要なものであり、そして政府はそれを維持するために拘束力のある責任をとってはこなかったけれども、もしそれが履行されなければこの制度の完全な崩壊をもたらすと考えてさしつかえないであろう」(則武保夫、片山貞雄訳『ケインズ全集』第1巻、東洋経済新報社、6ページ)。对症下药的な植民地の幣制改革の積み重ねてできあがってきたものが、後になって合理的論理性を与えられるようになるというのも幣制改革を貫く特異な特徴である。

るなり、外国の債権者に対する決済用に使用するなどして、送金需要を充すことができる。銀経理部に流入したシリング銀貨は次の軍・政府経費の支払いにあてられることになる。この措置によりシリング銀貨は植民地内部で循環するだけで、原理的には本国に還流しない。スペイン・ドルや他の外国鑄貨に対しても同じく Treasury 手形の発行に応じることにすれば、これら鑄貨の流出も防止できるはずである。但し手形発行はイギリス鑄貨に対することを優先する。

(vi) これまでの種々の事情から事実上不換紙幣化して、名目価値から大幅に通用価値が低下してしまっている紙幣 (Treasury notes) をシリング貨ないしは Treasury 宛スターリング手形を対価に回収すること。あるいは、もし植民地政府の財政に余裕があるならば、金属鑄貨により紙幣の回収をできるかぎり行なうこと。以上である。

これは本国政府による銀貨供給と手形発行との結合というこれまでモーリシャスやセイロンで局地的に試みられていたシステムが、シリング貨を通じる本国幣制への密着という新しい装置のもとで、全植民地を対象としたはるかに大きな舞台上で遂行されることを意味するものであった。

しかし、システムの斉合性が、そのまま事態の進行を規定するわけではない。いわんや事態の進展にもかかわらず斉合性が常に堅持されるものでもない。現実には、システムの結節点のいくつかが事態の中に正しい位相をつかめずにその結び目を解かれてしまい、これがシステム全体の崩壊へと導いたのである。このシステムの基本形はその後 100 年に亘る幣制改革の試みのなかに繰り返し再現されることになるのだが、その改革史を貫く世界市場とイギリス資本との確執の論理とは、この結節点の強化をめぐる確執以外の何ものでもなかった。幣制改革の成否はシステムの斉合性の正否よりも、宗主国資本および吸着したローカルの資本の成熟度と力量とにかかっていたと見なしてもよいのである。しかし、資本が感覚的につかんだ世界市場への適応の論理を明示化するには、この過程そのものに接近する作業が不可欠となってくることはいうまでもない。

さて、このシステムを支える主要な結節点は 5 つあったと考えられる。1 つ

は、スペイン・ドルをはじめとする外国鑄貨のスターリング単位での換算の問題、2つは、補助貨シリング銀貨の、とくに金鑄貨との名目価値での兌換の問題、3つは、ロンドン宛スターリング手形の外国為替市場支配力の問題、4つは、紙幣回収後の通貨的空白の穴埋めの問題、最後に、システム全体を作動させる媒体—具体的には銀行組織—の問題である。もし「1825年の改革」の失敗因を端的に指摘するとすれば、このシステムの結節点を強固に維持するための伏線が張られることなく、システムそのものが無媒介に現実に対峙させられた、という点が挙げられるだろう。当局自体がこのシステムそのものの壮大さに無自覚であったこともあるが、防衛措置を伴わぬ壮大なだけの体系は現実の反撥になす術もなく結節点を飛び散らせるだけに終わってしまったのである。以下5つの結節点について逐次検討して行こう。

V 植民地におけるシリング銀貨の運命

第1の各種鑄貨の換算の失敗については、これら鑄貨のシリング貨に対する(したがって、ソヴリン貨に対する)過高評価にその原因があり、この点が多く⁶⁾の論者によって1825年の改革の基本的誤謬と言われているものである。実際、当時のイギリスでは銀貨は完全にソヴリン金貨の徽章にすぎなくなっていたので、当時の銀貨の鑄造価格は正確に時の金銀比価を反映したものではなかった。しかも、1825年の銀の鑄造価格とは200年以上も前のエリザベス鑄造法で決められたものだったのである。銀の鑄造価格ではなく当時のロンドンの市場価格で換算すれば、1スペイン・ドル=4s. 4d.ではなく、4s. 2d.になるはずであった。結果的に外国銀鑄貨は一様にスターリング(したがってその体现者であ

6) 1838年の James Pennington の手になる修正案の中でこの点の指摘はなされている。c. f. Circular Letters (2) to Colonies of 15th September 1938, No. 1 (Chalmers, *op. cit.*, p. 426)。後の論者たちの評価はこの Pennington の指摘に従ったものである。しかし、1873年までは、ニューヨークの商業取引におけるスターリング換算がこの1601年エリザベス鑄造法を基礎にしていたものであることを、われわれは無視してはならないであろう。c. f. Shannon, "Evolution of the Colonial Welling Exchange Standard", *IMF Staff Papers*, Vol. 1, No. 3, April 1951, p. 338, n. 5.

るシリング貨の名目価値)よりも過高評価されることになる。*Treasury Minute*の意図通りに「地金価値に従って」スペイン・ドルのスターリング換算を行なおうとするかぎり、ソヴリン金貨の純金含有量とスペイン・ドルの純銀含有量を計量し、当時の金銀比価に従ってソヴリン金貨に対するスペイン・ドルの相対価値を算出するという手続きでスターリング換算を行なうべきであったし、あるいはまた、このようなまわりくどい手続きを経なくても、ロンドンにおける銀相場はスターリング表示されていたので(標準銀1オンス=5s.)、標準銀の純銀含有量に対するスペイン・ドルの純銀含有量の比率を出して5s.を乗ずれば済む問題であった。論者たちの非難はこの限りでは正しい。しかし、この*Minute*の措置は正しいとは言えないまでも、決して誤ったものであったとは断言できない性格をもっている。たとえ上記の手続きに従って正確な地金価値の算定が行なわれていたとしても、イギリス本国と植民地との間に市場の金銀比価に大きな差異がある当時の状況のもとでは、科学的な算定といってもそれはほとんど意味をもたなかったからである。18世紀末から西インド諸島でdoubloon金貨がスペイン・ドルを駆逐していたのは、この地域では他地域に比して極端に比価面において金に有利な幣制が施行されていたからであるし、逆にアジア地域で金貨が払底していたのはやはり極端に銀に有利な幣制が存在していたからである。1825年の統一までは、本国から各植民地の軍隊に支払うスペイン・ドルのスターリング換算に著しい地域間格差が存在していたことはこのことの反映であろう⁷⁾。しかも、*Minute*自らも铸造価格で換算すれば1スペイン・ドル \doteq 4s. 3.79d.となり、それゆえに4s.4d.とするが、「過去永年に亘って普及している銀(スペイン・ドル—筆者注)の市場価格は4s.をめったに超えなかった」(Chalmers, *ibid.*, p. 418より引用)という認識をもっていたことは看過されるべきではない。このことは、当局が最初からスペイン・ドルを铸造

7) 西インド諸島、アメリカ、アフリカ西海岸、ケープ、モーリシャス、ニュー・サウス・ウェールズでは軍への支払いに1スペイン・ドル当たり4s. 8d.であったし、ジブラルタルでは4s. 6d.であった。c. f. *Treasury Minute of 1825* (Chalmers, *ibid.*, p. 417).

価格で評価すれば、市場価格に比して過高評価されることになることを承知していたことの証左となるであろう。「内在価値に従って」という文言については、現実の流通が正確にその通りに行なわれていないばかりでなく、彼我の金銀比価に格差のあることぐらいのことは、すでに幾度も幣制の混乱に苦汁を飲まされてきた当局が知らぬはずはなく、字義通りにわれわれは解釈すべきではない。とすれば、当局はこの間の事情を熟知しながらも敢てスペイン・ドル等の過高評価に踏み切ったというのが真相に近いであろう。これは、論者たちが様に指摘するような単純な誤謬ではなかったはずである。少なくとも、西インド諸島からスペイン・ドルをはじめとする鋳貨が流通から姿を消して、日常取引に必要な貨幣の深刻な不足状態がその地を支配していたことに対する救済策が真剣に模索されていた点を無視して、既存の各種鋳貨の過高評価の結果を判断すべきではないだろう。1838年に鋳造価格による換算を否定してロンドンの銀市場価格で換算した場合の 4s.2d. にスペイン・ドルを評価し直すように1825年の *Minute* の修正を勧告した James Pennington の文言からわれわれはこの間の事情を看取できるのである。そこでは次のようなことが述べられていた。

「本国政府は過去永年に亘る西インド諸島の貨幣事情について重大な関心を寄せている。これら植民地の極めて由由しい貨幣制度の状況とは、通常の流通部面より、スペイン・ドルがほぼ全面的に消失してしまっており、変形鋳貨や鋳貨のかげらがそれに代替していること、しかもこれら欠陥貨幣でもってしてすら国内の交換目的にとっての十分な量の確保が困難であること、である。…この制度の主要な誤謬と不便さの根源は、流通している金鋳貨が銀鋳貨に対して相対的に過高評価されている点にあると思われる。商業世界の一般的な市場では銀の金に対する比価はほぼ15.8対1である。西インド諸島では、それぞれの島でそれぞれの名目貨幣にかなり大きな格差をつけているにせよ、そしてそれぞれの島の法規でいかに決められているにせよ、メキシコおよび南アメリカの doubloon 貨は実際には16ドルと等置されている。これは、本国の造幣所

分析官の試算によれば、それぞれの鑄貨に含有される純金と純銀との価値比率がほぼ 16.48 対 1 になることを意味している」(Circular Letters (2) to Colonies of 15th September 1838, No. 1; Chalmers, *ibid.*, p. 425-6 より引用)。とすれば、*Treasury* にある銀の過高評価は、金に対する銀の比価を高めることにあつたと見なしても誤りではないことになるだろう。

幣制史を扱うさいに特に注意されねばならない点は、金銀鑄貨が正確に内在価値に応じた交換比率で取引さされていなかったという現実である。彼我の金銀比価の差は投機を誘発し、この投機が金銀比価の地域差を縮小させるはずであるにもかかわらず、現実には、慣習からくる選好の差は依然として残し、あるいはせいぜいどちらかの鑄貨のみが流通に残留するか、鑄貨の削りとりがあるのみで、比価は地域格差を残したまま安定的に固定化してしまうからである。先の Pennington の改革は内在価値を測定し直して、1 doubloon 金貨 = 15.36 ドル = 64s.; 1 ドル = 4s.2d. と修正したものである (Chalmers, *ibid.*, p. 426)。この修正後銀貨は確かに流通することになったが、これは比価算定の科学的正しさに商慣習が従ったからではなく、doubloon 貨に比してソヴリン金貨の徽章であるシリング銀貨が実質的に過高評価されたからに他ならない⁸⁾。

8) すでに第 3 節で指摘したが、1825 年時点のバルバドスでは 2 つの特異な事情があつた。1 つは、doubloon 金貨が本位貨であり、それと等置されるスペイン・ドル 16 枚は内在価値から乖離して、doubloon の単なる徽章となりつつあつたこと。2 つは、1825 年当時なお、スターリング呼称の内容が本国の内容と一致していなかつたことである。たとえば、1 スペイン・ドル = 6s. 4d. と表現される時、それは本国の基準に直せば 4s. 2d. のことになる。問題は、本国が本国の基準に従つて、1 スペイン・ドル = 4s. 4d. と確定したこと、本来同一基準にない 6s. 4d. と 4s.2d. との呼称の同一性からあたかもスペイン・ドルが過小評価されてしまったような錯角が生じたことである。他方で 1 doubloon = 5l. とバルバドスでは表現していたことから、ますます話はややこしくなる。現地呼称で 5l. ならばその 1/6 のスペイン・ドルは 6s. 3d. に等置されるはずだが、本国が 1 スペイン・ドル = 4s. 4d. の価格設定をしたので、本来過高評価されることになった doubloon 貨が (本国基準で 69s. 4d.) 過小評価された錯誤も生んだのである。結局バルバドスでは、適用しているシリング単位が本来のシリングより何%過高評価されているのかが明らかにならないかぎり、幣制の改革などは不可能であつた。また、バルバドス側からすれば、イギリスの鑄貨などは実際に通用していず、doubloon とスペイン・ドルとの安定的な交換比率が 1816 年にやっと成立したのに、今まで自分たちが慣れしたしんできた denominational currency であるシリングが現身とともにいきなりやってくれば、この交換比率が攪乱されることになって幣制の混乱要因としてしか現身のシリング貨を見なさなくなる。事実、Pennington の改革で、1 doubloon = 64s.、1 スペイン・ドル = 4s. 2d. としてしまったと、

しかし、これはもはや doubloon に対する補助貨としての性格ではなくなっていた、という点に問題の重要性を見なければならぬことを意味している⁹⁾。

これは、決してロンドンの市場価格に比価がさや寄せされたからではなかったのであり、小額銀貨なら何であれ、とにかく渴望されていた、という急迫した事情が大きく関与していたのである(注9. 11参照)。

いずれにせよ、1825年時点での本国の思惑は銀の過高評価を取て行なうことにより、もっとも交換手段として使用頻度の高い銀銚貨の流通を促進させようとする点にあったであろうことは充分推測されるのである。そして、そのことはシリング貨そのものの位相の見極めを行なう試みのことに他ならなかったのであるが、とは言え、本国 Treasury は補助貨としてのシリング貨の性格をどこにおいても明示していなかった。この点を重視するかぎり、シリング銀貨の補助貨としての性格のもつ曖昧さを意識的に利用しようとしたことも考えられる。本国では、支払制限(40s.)が設定されたうえで、名目価値通りにソヴリン金貨との交換を保証されていたからこそ、シリング貨は安定した補助貨と

き、これまで安定していた 1 doubloon = 16 スペインドルの関係がこれによって崩されることになる。呼称の混乱と本位貨—補助貨の混乱があいまって、以下の本文にみるように他ならぬ政府経理部を相手とした投機が発生することになったのである。上記で明らかなように、スペイン・ドルの対ソヴリン貨に対する科学的算定というものはほとんど意味をもたない。科学的算定は現地の観念を破壊するし、その破壊はそのまま幣制の混乱に連る。このような混乱は、本国経済との交渉が密接になってくるにつれてはじめて徐々に終息に向かう性質をもっている。たとえば、その後時代が経過した 1848年8月21日に法令(No. 195)を出して、旧い換算率 1 doubloon = 5l. は認めない、と宣言しなければならなかったことは、事態の混乱がなお終息していなかったことを示すものであろう(根拠となる数値は Chalmers, *op. cit.*, pp. 55-7 に出てくるものである)。少なくとも、標準銀 1 オンス当たりの市場価格で換算すれば、なぜ正しい位相をシリング貨が見出せるのかは、Shannon や Chalmers の論拠では解答になっていないことだけは確かである。とくに、スペイン・ドル自体が名目貨幣になっていたバルバドスでは、シリング貨の位相の見極めは極度に困難であったことを強調しておきたい。

- 9) シリング貨がバルバドスで流通するようになったのは、1838年時点では、小額銀貨がスペイン・ドルも含めて完全に払底していたからである。小額銀貨の欠乏の困難さを強く訴えていたプランターや商人の要求に応じて、本国は大量のシリング貨をこの銀貨の空白地に積送し、1839年にこのシリング貨を現地の呼称にあわせて 1s. 6% d., と大幅に過高評価することによってはじめて流通しえた。1846年にこの異常事態の廃止、1855年にシドニー造幣局のオーストラリア・ソヴリン金貨の導入に成功し、シリング貨が名実ともにその補助貨となることによって、やっとシリング貨は流通に定着した。ここでも、Pennington の換算率の修正が成功したと短絡視しないことが重要である。c. f. Chalmers, *ibid.*, pp. 56-7.

なりえたのであるが、そのシリング銀貨を植民地に導入するさいには、ソヴリン金貨の植民地流通が抑止されていたばかりか、シリング貨による支払いに制限をつけていなかったことは、補助貨であるシリング貨が事実上の無制限法貨として通用することを政府が期待していたことの証左となるかも知れない。事実、論者たちはこの点を指摘する (Chalmers, *ibid.*, p. 32)。確かにスターリング手形との兌換保証によりシリング貨のソヴリン金貨に対する補助的性格は暗示されてはいたものの、通常の日常取引きの部面で金貨との兌換が自由でなく、しかも支払制限が設定されていないとすれば、商人によりシリング貨はソヴリン貨に対する補助貨としての性格よりも、単に地金価値に対して大幅に上廻る名目価値を付与された無制限法貨としての性格のみが印象づけられたであろう。自己の地金価値という点に関連づけるとすれば、シリング貨の名目価値の過高評価の度合いは、スペイン・ドルをはるかに上廻っていたのである¹⁰⁾。当局は、スターリング手形との兌換という間接手段により、ソヴリン貨に対するシリング貨の補助貨としての合法性をつくろう裏で、シリング貨それ自体の過高評価がスペイン・ドルの地位にとって代わる安定した地歩を築くことを期待していたと見なすことも可能である¹¹⁾。

10) 当時のシリング銀貨は純銀80.7グレイン含有しており、ソヴリン金貨は113グレインの純金を含んでいた (Chalmers, *ibid.*, p. 403, p. 405, および Appendix Aより)。西インド諸島の金銀比価 15.36:1 (Circular Letters to Colonies of 15th September 1838, No. 1; Chalmers, *ibid.*, p. 426 より) で換算すれば、スペイン・ドルのソヴリン価値は $11 \times 370.9 \div 113 \div 15.36 \approx 4s. 3\frac{1}{2}d.$ となるのに、シリング貨のソヴリン価値は $11 \times 80.7 \div 113 \div 15.36 \approx 11.1d.$ にしかなかった。

11) 事実上の本位貨がソヴリン金貨ではなくて、たとえば、doubloon やスペイン・ドルである、という植民地においては、シリング貨が現地の補助貨になりえなかったのは、他の銜貨との正しい換算に失敗したという面よりも、それが本位貨に対する簡明な可除部分になりえなかった、という使用上の不便さの側面の方が強い理由であると思われる。たとえば、1820年代のモーリシャスでは 1 colonial dollar (軽量スペイン・ドル) = 2 Sicca rupees, ソヴリン金貨 = 5 colonial dollars という簡単な整数値で通用していた。それぞれの銜貨が地金価値から乖離した計数貨幣化していたのである。ところがソヴリン貨は本国通りの 11, シリング貨は正確にその $\frac{1}{2}$ として呼称を本国の観念に基いて整備したうで 1 Sicca rupee = 2s. 1d., 1 colonial dollar = 4s. 4d., と算定してしまえば、Sicca rupee と colonial dollar とのこれまでのきれいな倍数関係は破壊されてしまう。政府がどう取り決めようと一般民衆は 1 ドル = 2ルピーという簡単な観念を放棄しなかったので、いきおい、シリング貨をもっているものは、政府の支払いにのみそれを使用

しかし、現実にはシリング貨は、後に日常取引の段階でも金貨との兌換が可能となった西インド諸島でこそ流通するようになったが、金貨流通の全くないアジア（セイロン、モーリシャス）の地では皆目流通しなかった。しかも、他ならぬ植民地の主計官の手でシリング投機がなされてしまったのである。この段階での投機は地金価値以上に名目価値が高かったシリング貨の性格に対してではなく、補助貨シリングが体現するソヴリン金貨に対するスペイン・ドルの過高評価、したがってまた、さらに過高評価されることになる *doubloon* 金貨という要素と、シリング貨が *doubloon*-ドルの交換レートと適合した位相を占めなかった事態に対してなされたものである。

たとえば、Pennington の先の報告にもあるように、西インド諸島ではすでに *doubloon* 金貨が本位となっており、スペイン・ドルは流通から姿を消していたのであるが、なお $1 \text{ doubloon} = 16 \text{ スペイン・ドル}$ の交換比率観念に支配されていた。本国政府がこの *doubloon* 金貨のスターリング換算率を明示していなかったことから、事実上 $1 \text{ doubloon 貨} = 69s.4d.$ とならざるをえなかった（ $1 \text{ スペイン・ドル} = 4s.4d.$ なので $4s.4d. \times 16 = 69s.4d.$ ）。ここに投機の発生因が伏在する。投機は *doubloon* を本位貨としている西インド諸島やジブラルタルでもっとも大規模に行なわれたのだが、投機者は他ならぬ軍の主計官であり、Treasury の銀経理部に対して行なわれたものである。すなわち、新しいシリング銀貨が本国から到着すると、主計官は 1 doubloon 金貨 でこのシリング貨を $69s.4d.$ 分購入する。このシリング銀貨はシールをはずされずに箱詰

、民間取引部における使用を拒否する。抜け日のない投機筋だけが、建前通りに行動する政府に対して投機を行なうのである。もともと計数貨幣化した補助貨は本位貨に対する可除部分の呼称の簡明さの要請によって自然発生的に生み出されたものであることを鑑みれば、本位貨の異なる地域ではシリング貨が補助貨幣になりえなかったことは当然である。オーストラリア・ソヴリン貨の流通を認められた西インド諸島やオーストラリアでのみシリング貨が補助貨になりえたのはこの間の事情が物語っている。結局、シリング貨の導入とは、慣習化し地域間に極端なバラツキのあった各種鋳貨の比率を正確に換算するための尺度の導入にしかすぎなかったのであり、実際の補助貨としては各植民地の本位貨に従った簡明な可除部分になる鋳貨を新たに鋳造するしかなかったのである。ここに anchor money の考え方への復帰が試みられることとなった。数値については、Chalmers, *op. cit.*, pp. 363-4, 参照。

めのまま本国に送還され、doubloon 金貨あるいはスペイン・ドルと交換される。本国では 1 doubloon=69s.4d., 1 スペイン・ドル=4s.4d.ではなく、それぞれ 64s. と 4s. 2d. であったので、西インド諸島内部でそれぞれの鑄貨を購入するよりもより多く獲得することができたからである。ダブルーン投機で 8%の粗利益、スペイン・ドル投機で 4%の粗利益をあげることができたことになる。両者を結合させれば、doubloon のスターリングに対する過高評価分 5s.4d.の投機利益をあげることができたのである。あるいはまた、doubloon 金貨で獲得したシリング銀貨をもって Treasury 宛スターリング手形を購入するだけでも(スターリング手形が十分に存在している場合に限定されるが)、同様の利益が発生する。少なくとも西インド諸島では経理部に対する投機が大規模に行なわれたために、シリング貨は全く通常の流通ルートに入ってくれなかったのである。事実、1827年1月に本国の Treasury は軍の兵站部 (Commissariat) に次のような苦情を言っている。「イギリスの銀貨は軍の経理部から主計官やその他のものたちに手渡されることなく——手渡されることによってイギリスの銀貨は流通に入りうるにもかかわらず——, Treasury 宛手形と交換に軍の経理部に戻されるだけである」(Chalmers, *ibid.*, p. 26 より)。このようにして、1825年の措置は植民地の貨幣混乱を終息させるどころか、混乱に拍車をかけることだけになってしまったため、先述の Pennington の1838年の修正案が出されることになったのであるが、しかし、これとて修正案の意図とは異なる要因からやっとシリング貨は流通に入ることになったにすぎなかったことも上記で指摘した通りである。

他の地域では西インド諸島のような大規模な投機こそ行なわれなかったものの、海外支払いには過小評価されたイギリスの銀貨があげられて流出し、受取りには過高評価されたスペイン・ドルなどの他の鑄貨が流入するようになったし、スターリング手形の発行条件である 3%の手数料が高すぎたために、シリング銀貨は海外に積送されていた。たとえば、セイロン総督の W. Horton は本国宛に「この継続的な流出に対処するためには、今後年間 1 万ポンドを送金

してくれることが必要である」(Despatch No. 108, dated 20 December 1832 from the Governor of Ceylon to the Secretary of State for the Colonies contained in volume 88 of the Colonial Office, 54 series: 以下 CO 54/88, G 108 of 20/12/ 1832 のように表示する。H. A. de S. Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, G. Bell and Sons, 1962, p. 11 より), と要請している。

このようにすぐさま本国に送還されるシリング貨を植民地に流通させようとすれば、本国が根気よくこのシリング貨を幾度も植民地に積送する必要があるたのであるが、西インド諸島で懲りた Treasury は Horton のこの要求を拒否した。Treasury のこの回答は、「年々の送金という煩わしいことをせねばならないようなイギリス銀貨は充分な目的を達成しているとは思えない」と前置きしたうえで、「インド貨ないしは外国貨をその内在価値に従って流通させることを認めれば、流通手段の供給としては充分である」(Treasury letter, dated 22/6/ 1833: Co 54/132, Gunasekera, *ibid.*, p. 11 より) というもはや諦めきった口調で述べたことから判断するかぎり、1825年の試みの完全放棄の意図まではなかったにせよ、性急で強引な措置はもう採りえぬことをこの段階では思い知らされたのであろう。Pennington の改革案を受け入れてその後本国は1838-44年にかけて全外国貨の換算の修正作業を行なったが、ここセイロンでは、Pennington の改革に先駆けて1833年に Sicca rupee, Madas rupee, Bombay rupee, スペイン・ドルについて、それぞれ, 2s.1d., 1s.11d., 1s.11d., 4s.4d., であったものを, 2s., 1s. 10d., 1s.10d., 4s.2d., へとすでに修正を終えていた。しかし、西インド諸島とは異なり、セイロンでは換算率の修正後もシリング銀貨は全く流通しなかったのである。たとえ、諸貨の中でシリング貨が正しい換算率を見出していたにせよ、セイロンはあまりにもルピー銀貨圏であるインドの影響を強く受けていたからである。セイロン政府はシリング貨を流通させるよりも、対インド貿易赤字で流出しがちなルピー銀貨をいかに調達するか、という点にのみ当面の関心を移さざるをえなかった。これは次節でも検討するが、対イギリス貿易の黒字、対インド貿易の赤字という構造をもって

いたセイロンでは、そもそも Treasury 宛スターリング手形の発行と国内の鑄貨流出防止とは直接的にも結びつかないものだったのである。このスターリング手形はむしろインド側で求められていたものであり、政府は他ならぬルピーを求めて手形を売出すありさまであった。しかし、現実にはルピー銀貨が主要交換手段に用いられながらも、商取引、および政府取引の契約はスターリング表示でなされるといふびつな状況だけが、1825年の後遺症として残されたのである¹²⁾。少なくとも、本国の補助貨が植民地でも安定した補助貨としての地位を占めるためには現地で金との交換が自由であるか、あるいは地域的通貨圏の影響を遮断できるほどスターリング手形の介在力が充分強大であることを必要条件にするのであって、決して内在価値の科学的に正しい算定のみではオールマイティではなかったことをわれわれはここで確認すれば充分である。

VI ロンドン宛スターリング手形の支配力

前節で「1825年の *Treasury Minute*」がもっていた5つの結節点のうち、各種鑄貨のスターリング換算と金鑄貨との関係、という2つの結節点に伏している問題点を検討したが、この節では本国の Treasury 宛スターリング手形の問題を扱うことにする。

Chalmers (*op. cit.*, p. 25) にしても Shannon (“Evolution of the Colonial Sterling Exchange Standard”, *IMF Staff Papers*, Vol. 1, No. 3, April 1951, pp. 351-4)

12) 1866年、ときのセイロン総督 Hercules Robinson は本国の植民省宛に次のように書き送っている。「ここでは、過去30年の間、インドのルピーが実際上の目的から富の唯一の尺度であった。いまやルピーは自己の補助貨をもつこの植民地の現実的金属鑄貨である。ところが帳簿や貨幣取引はイギリスのシリングの呼称でなされている。しかし契約された負債は1ルピー=2s. の割合でルピーで支払われている。しかも、私の知るかぎり、このような慣行は何らの公的認可を受けたものではないのである」(Sessional Papers in Ceylon, 1 of 1869; Gunasekera, *op. cit.*, p. 13 より)。この訴えに基き本国は the Order-in-Council of 1869 で、呼称すらルピーで統一し、Company's Rupee を唯一の無制限法貨であると宣言し、 $\frac{1}{2}$ ルピー、 $\frac{1}{4}$ ルピー、 $\frac{1}{8}$ ルピーをその補助貨と認めたのである。1836年9月の Horton の措置はここにはじめて法的根拠を与えられて追認された。

にしても、「スペイン・ドルの過高評価」と「doubloon 金貨の算定をしなかった」点を「1825年の Treasury Minute」の主要な欠陥を見なし、スターリング手形の問題については、それが一率3%のプレミアムという硬直的なものであった点のみを指摘して、これは「小さな誤り」であったと片付けるだけで、それ以上の判断を放棄しているのであるが、植民地の貨幣を国内通用にのみ限定して、対外決済にはこの手形を使用させ、あわせて手形の使用により本国の幣制と間接的に結びつけて補助貨の名目価値を維持することを狙ったという意味で、スターリング手形の発行システムのもっている意義は、Minute が意図した幣制のもっとも基幹的位置を占めるはずのものであった。この手形発行の失敗は決して「小さな誤り」ではなかったのである。

補助貨シリング、あるいはその他の外国鑄貨の Minute で定められた名目価値をスターリング手形によって維持するという意図が効を奏するためには、鑄貨の対スターリング換算率の国内固定が生み出す鑄貨の外国為替相場変動へのさや寄せをどう切り抜けるかという点に全ての鍵が伏在していた。

事態は以下の通りである。シリング貨の国内における専一的流通は存在していなかったので、現実にはたとえばルピー銀貨の国内価値の固定とルピー銀貨の対スターリング外国為替相場の変動との間に生じる攪乱を防ぎえたか否かということが問題となる。セイロンでは、1825年から1833年にかけて111,895l. のイギリス銀貨が輸入されたのに対し、150万l. の政府スターリング手形が発行された (Chalmers, *ibid.*, p. 355)。先述のようにシリング銀貨はすぐさま本国に送還され、セイロン自身は対本国との収支では順調であったことを鑑みると、このスターリング手形はインド商人によってイギリスへの送金のためにコロンボにおいてルピー銀貨で購入されたものと思われる¹³⁾。たとえば、インド

13) まだセイロンのプランテーションがそれほど急進展せずインド南部の土着の銀行家 Chettiars のもつ資金力で充分金融を与えうる間は、セイロンの外国為替の問題はそれほど深刻なものではなかった。インド人 Chettiars は東インド会社およびインド Agency House との金融取引の必要上、セイロン政府の発行するスターリング手形を喜んでルピーを対価に購入していたからである。したがって、セイロンの商人たちは、Chettiars からルピーの融資を受けて、対インド送金を賄うことができた(セイロンは対イギリス貿易黒字、対インド貿易赤字)。ところが皮肉

のカルカッタにおける *Sicca rupee* の対スターリング相場がセイロンにおける *Sicca rupee* の対スターリング基準換算 2s. からカルカッタ-コロombo間のルピー貨の現送費およびセイロン政府発行のスターリング手形購入のプレミアム 1.5 %分を引いた値(具体的には 1s. 11b. この時すでにプレミアムは引き下げられていた)よりも低下すれば、カルカッタの商人はイギリスに送金するためにカルカッタで東インド会社発行のスターリング手形を購入するよりも、ルピーをコロomboに現送して、2s. の換算率で現地貨幣と交換し、その貨幣でもって、コロomboで 1.5 %プレミアムのスターリング手形を購入してイギリスへの送金を履行した方が有利となる。セイロンではスターリング手形の発行が対価とできるのは、イギリス銀貨と銀および紙幣の *rix dollars* をまず原則としており(1 *rix dollar* = 1s. 6d., *Secretary of State Despatch of 14/3/1825: CO 54/88, Gunasekera, op. cit., p. 10* より)、政府の公的支出必要額に上記の通貨の経理部への払込額が達しないときにのみ、スペイン・ドルや各種ルピー貨に対してもスターリング手形を発行できるという規定があったため(*Gunasekera, ibid., p. 10*)、カルカッタから流入してきたルピー貨はシリングや *rix dollar* に交換されて、この交換された鑄貨が政府の経理部に入り、大量のルピー貨がイギリス銀貨を一時的にはあれ、流通から一挙に駆逐する形になる。このような状態が1825年から1836年まで続き、大量のスターリング手形が発行されたという手形発行面ではまずまずの成果を挙げた反面で、流入してきた大量のルピー貨によりイギリス銀貨が流通から押し出されるという不満足な結果も生み出されたのである。

にも東インド会社の手になる1835年の強引な幣制統一によって、混乱した各種鑄貨の両替を主とした資金源にしていた *Chettians* は急速に困窮化することになったことと、セイロンのプランテーション自体の急成長に *Chettians* の資金が追いつかなかったことが、セイロンのルピー不足を深刻化させる原因となった。セイロンにおける *Chettians* の活動については、H. A. Andree, "The Progress of Banking in Ceylon", dated April 1864 in *Ferguson's Ceylon Directory 1876-78*, pp. 86-8, 参照。インドの幣制改革と *Chettians* ないしは *Shroffs* (やはり北インドの土着銀行家) の没落との因果関係の分析については、H. Sinha, *Early European Banking in India*, 1927, pp. 167-207, 参照。土着銀行制度そのものに関する唯一のオリジナルな研究については、L. C. Jain, *Indigenous Banking in India*, 1929. なお、この Jain の著書の要約については、大阪商科大学銀行業務研究室(主任、小泉討太郎)『印度の銀行制度』、研究室集報第1冊、昭和6年、第2編、がある。

ところが、1836年の後半になると状況は一変する。上記のこととは逆の事態が進行したのである。すなわち、カルカッタの *Sicca rupee* の対スターリング相場が大幅に上昇すると、セイロンでは *Sicca rupee* が2s.に固定されているのに、カルカッタでスターリング手形に交換すればそれ以上の価値で評価されることになるので、ルピーはより高いスターリング相場を求めてセイロンからカルカッタに流出する。セイロン内の *rix dollar* およびセイロン政府手形を保有している商人は政府の経理部にこれら通貨を提示して2s.の相場で *Sicca rupee* と交換して、それをカルカッタに積送するのである。このように、今度はセイロン国内から大量のルピー貨がカルカッタの方へ流出することになった。この時、セイロンの流通から金属铸貨は完全に払底してしまったという (Chalmers, *op. cit.*, p. 356)。当時のカルカッタにおける *Sicca rupee* の対スターリング相場は2s.2d.だったのである (Gunasekera, *op. cit.*, p. 12)。慢性的な財政赤字に悩んでいたセイロン政府は相場の如何にかかわらず、とにかくルピーを調達しなければならなかった状況にあったので、セイロン政府にとっての非常に不利な相場で他ならぬカルカッタにおいてスターリング手形を売ることを余儀なくされたという (Gunasekera, *ibid.*, p. 12)。しかし、せっかくカルカッタから調達したルピーも政府から商人の手に渡るや否や、セイロンの対インド収支逆調のために直ちにインドへ流出してしまい、セイロンは厳しい貨幣不足に陥ったのである (Chalmers, *op. cit.*, p. 356)。

この事例は、セイロンの貨幣事情がインドの外国為替市場に決定的に影響されること、すなわち、インドの外国貿易の規模に比べると、セイロンの国内経済の規模など取るに足らなくて、インドの貿易動向いかによって、セイロンに流通している貨幣が一瞬にして吸い上げられてしまったり、逆に一挙にルピーの雪崩的流入が生じたりするという不安定な状況に常に置かれていたことを示すものである。とくに、インド自体が世界貿易における圧倒的な黒字を恒常的に出すように宿命づけられていた構造であったこと、そしてセイロンは対インド貿易収支の恒常的赤字国であったという当時のインド-セイロン関係を

踏まえるとき、1836年後半のセイロンの深刻な貨幣不足は恒常的に繰り返されるであろうことを当局に認識させたのである。しかもこのことは、インドのような大経済圏の対スターリング為替相場自体を東インド会社手形の介在により安定させないかぎり、セイロンのような小さな植民地の幣制の安定は実現しないことを本国政府に思い知らせることであった¹⁴⁾。

インドの幣制からできるだけ距離をおいて、シリング貨の導入、rix dollar 貨の流通というような独立した幣制をもとうとする意図をセイロンが放棄したのは、まさにこの人変動の起こった1836年9月であった。この年の9月26日セイロン統督の Horton は総督令でインドの新しい鑄貨 Company's Rupee がこの日をもって2s.として通用すると声明したのである (Chalmers, *ibid.*, p. 356)。これは例によって、国内の鑄貨不足の解消を図るために大幅に過高評価されたものであった(7.5%の過高評価)。さらにインドの1835年の幣制統一の機会を生かして、セイロンを実質的にインドの幣制に帰属させることによって、少なくとも対スターリング外国為替相場のカルカッタ、ボンベイ間の格差がひきおこす貨幣への攪乱的影響から逃れることを意図していたのであろう。この措置は、貨幣大権のない植民地総督の独断先行で違法なことであったがそのまま黙認され、1869年6月18日の「枢密院勅令」(the Order in Council)によって正式に法的に追認されたものである。このようにして、実質的には1836年9月26日をもって、セイロンにおいては「1825年の *Treasury Minute*」の意図した方針は破棄され、Company's Rupee が本位貨となることになった。当然大幅に

14) 19世紀アジアにおける外国為替の問題を基本的な特徴づけるものは、ヨーロッパにおけるような割引市場が完全に欠如していることであった。このため植民地銀行は購入した手形を期限まで保有せねばならなかったのである。この欠陥を償いながら貿易金融を与えるには、為替手形のロンドンへの郵送を行ない、ロンドンにおいて引受→割引の手続きを経ねばならなかった。貿易金融の基本形は、受託者が直接に支払約束をしたものにかぎり荷受人宛振出し為替手形の発行を認めるという形態と、ロンドンの銀行の信用を受けて為替手形を対価に委託者が支払いを受けるといった形態の2種類であった。いずれにせよ、ロンドンの信用と直結した大植民地銀行の設立が伴わねば、アジアの幣制は貿易の変動からくる混乱の悪循環を断ち切れなかったのである。c. f. W. F. Spalding, *Eastern Exchange Currency and Finance*, 4th ed., 1924, pp. 4-5, 参照。

過高評価されることになった Company's Rupee は短時日のうちに Sicca rupee, シリング貨, rix dollar を駆逐してしまった。依然として商取引の呼称はスターリング単位で計算されていたのに、使用される貨幣はルピーという変則状況もますます顕著になったのは言うまでもない。そしてまた、シリング貨、あるいは rix dollar 貨を国内流通にとどめる役割を担うはずであった政府によるスターリング手形は、所期の目的を全く喪失して、単にセイロン政府の財政資金調達手段に転落してしまったのである。

もともと、植民地内部の流通手段を供給することと、供給した流通手段の対外的・対内的価値を保証することとは全く別の機能であったし、Minute の意図していたシステムにおいては、スターリング手形の発行は後者の機能のみを担う予定でしかなかった。しかし、政府の財政資金調達にスターリング手形が使用されることは、資金供給の役割をスターリング手形の発行が担うことを意味しており、この面が前面に出てしまうと、スターリング手形の本来の機能＝交換手段の価値維持という側面は後退を余儀なくされてしまうのである。しかし、本来、公的、私的な資金需要に対応する通貨の弾力的供給体制の整備は別の手段に委ねられねばならないはずであり、そのためにも資金をプールさせる組織の設立・発展が絶対に必要だったのである。これを民間の商業銀行に委ねるのか、あるいは資金供給自体も政府機関に委ねるのかといった点に問題の岐路は存在していたのである¹⁵⁾。

また、たとえスターリング手形による介入政策を国内通貨の対外価値維持に限定するといっても、一方的な発行のみではなく当局自らがスターリング手形の売買を通して外国為替相場の安定を図るといった制度の整備も必要であることが、上記の経緯の中で少なくとも認識されるようになっていた。しかし、そ

15) アジアにおける植民地銀行の設立にもっとも執拗に反対したのは東インド会社であり、シティとの結びつきをすでに強化していたインド、および広東の大商社だったのである。しかも彼らの意見はかなり Treasury の賛意を得ていた。A. S. J. Baster, *The Imperial Banks*, 1929, pp. 13-6, および Baster, "Origin of British Exchange Banking in China", Supplement to *Economic Journal: Economic History*, Vol. III, No. 9, p. 140, 参照。

のためには現地貨幣のストックを植民地に、ポンドのストックをロンドンに置いて、両セクターで手形の売買が遂行されること、その量も貿易の大きさに充分対応できるほどのものでなければならないことが必要となり、その客観的条件が成熟するにはなお多くの歳月の経過を要したのである。外国為替相場の安定が本国に拠点をおく資本により強く要求されるようになれば、国内通貨供給の弾力性が拘束され、国内通貨供給の弾力性を確保しようとするれば、為替相場の変動幅が大きくなって政府財政の圧迫要因となる、というジレンマは19世紀中葉までの弱小植民地経済の宿命であった。しかし、通貨政策のこの両機能の境界を確定する作業自体が、乏しい資金しか動かさず、通貨供給どころか自らの財政資金の調達さえおぼつかなく弱小な植民地政府の手に余ることであって、通貨のジレンマはいつまでも重苦しく植民地の上に覆い被さったままだったのである¹⁶⁾。

その間隙が埋められないまま時が経過するにつれて、とくに土着経済が深く根を下している地域にあっては、外国貿易に直結した金融組織と土着金融組織との間の絶縁という悲劇が醸成されて行くことになる。次節では資金供給のこの弾力性の問題を検討することにしよう。

(この稿未完)

16) そもそもは、東インド会社の home charges を賄うためにロンドンで発行されていた東インド会社のルビー手形と、東インド会社自身の財政資金を賄うためにカルカッタで発行されていたスターリング手形とが次第にインド幣制の基幹的部門に成長して行き、インドがインド省に帰属するようになってからは、インド省手形と逆インド省手形との組合せが整然とした行政措置の体系を形づくるようになっていた。後にケインズによってその重要性を強調されたこのシステムに全面的に依存して、世界の注目を浴びた金為替本位制が創設されることになる。イギリスの植民地通貨制度の代名詞になってしまった currency board system もこのインドの経験を主として採り入れたものである。インド省手形の歴史とその機能については、Memorandum on the Sale of Council Bills and Telegraphic Transfers. Submitted to the Royal Commission on Indian Finance, by F. W. Newmarch: *Royal Commission on Indian Finance and Currency*, 1914 (ed. 7070), pp. 217-33, 参照。